

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議
及び並びに大阪駅周辺地域部会及び中之島地域部会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪駅周辺地域・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議及び並びに大阪駅周辺地域部会及び中之島地域部会（以下「会議・部会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 傍聴を定める定員は10名とする。ただし、議長が必要と認めた場合については、この限りではない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始の30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(報道機関の特例)

第3条 報道機関の傍聴については、記者席を設けるものとする。

2 報道機関の取材については、会場内の所定の位置から議事の進行の妨げにならない限り、写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと。ただし、会議の議長及び部会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 全各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、議長又は部会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附則

この要領は、平成24年9月6日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年〇月〇日から施行する。